

ただいま上程されました追加議案等の概要について御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

4月中旬の低温により、県内の広範囲にわたり、受粉時期であったなしを中心に多大な被害が発生いたしました。被害を受けられた農家の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

県といたしましては、本日付けで栃木県農漁業災害対策特別措置条例を適用するなど、被災農家への支援に万全を期して参ります。

次に、追加議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、条例2件であります。このほか、報告9件であります。

まず、追第1号議案は、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合における特殊勤務手当の支給に係る特例を設けるため、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものであります。

追第2号議案は、地方税法等の一部改正に伴い、自動車税環境性能割の税率の特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで延長すること等のため、栃木県県税条例等の一部を改正するものであります。

報告追第1号から報告追第9号までの9件は、それぞれ継続費等に係る繰越計算書の報告であります。

何とぞ、よろしく御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。